8 支給制限

特別加入者が業務または通勤により被災した場合には保険給付が行われますが、その災害が特別加入者の故意または重大な過失によって発生した場合や保険料の滞納期間中に生じた場合には、支給制限（全部または一部）が行われることがあります。

9 特別加入者としての地位の消滅

（1）特別加入団体が脱退することにより消滅する場合

一人親方等の団体は、労働局長の承認を受けて脱退することができますが、この脱退の申請は、その団体の構成員全員を包括して行わなければなりません。この場合、その団体は、**監督署長**を経由して**労働局長**に**「特別加入脱退申請書（中小事業主等及び一人親方等）」**を提出し、承認を受けることが必要です。

特別加入の脱退申請に対する労働局長の承認は、脱退申請の日から30日以内で申請者が脱退を希望する日となります。

（注）一人親方等のうち、特定の人のみを脱退させる場合は、変更届(P17)を提出することが必要です。

（2）自動的に消滅する場合

ア　一人親方等が特別加入者としての**要件を満たさなくなったとき**は、**その日**に特別加入者としての地位が消滅します。

イ　一人親方等が特別加入団体の**構成員でなくなったとき**は、**その日**に特別加入者としての地位が消滅します。

ウ　一人親方等の**団体が解散したとき**は、**その解散の日の翌日**に特別加入者としての地位が消滅します。

（3）特別加入団体の承認取消により消滅する場合

一人親方等の団体が関係法令の規定に違反した場合には、特別加入の承認が取り消される場合があります。